

アラブ首長国連邦（UAE）

商業代理店法および手続き

2017年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ドバイ事務所

ビジネス展開支援部 ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所が現地法律コンサルティング事務所 Clyde & Co LLP に作成委託し、2017年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Clyde & Co LLP は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Clyde & Co LLP が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課  
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所  
E-mail：info\_dubai@jetro.go.jp

**JETRO**

本報告書作成委託先：

Clyde & Co LLP, Dubai  
Fax: +971-4-384-4004  
E-mail：mero@clydeco.ae  
HP: www.clydeco.com

كليرداندكو  
**CLYDE & CO**

## アラブ首長国連邦（UAE）商業代理店法および手続き

### 登録商業代理店とは

アラブ首長国連邦（UAE）国内つまり‘オンショア’での貿易を望む外国企業の多くは、投資額を最小に抑え、理論上リスクも少ない、現地の卸業者や代理店を介した方法を選択します。このような契約は、商業代理店契約あるいは販売契約と呼ばれます。UAEにおける商業代理店および販売契約は、UAE 代理店法（1981 年連邦法および改正法）に基づき規制されています。

代理店法は、UAE 経済省に‘登録’した代理店契約に限り適用されます。未登録の契約は同法の保護の対象となりません。

特定の産業や分野において、医薬品や火災警報器の販売のような特定の活動許可を得るためには、経済省への代理店登録が義務付けられていることを忘れてはなりません。

### 登録に必要な条件とは

代理店が代理店法に基づく保護を受けるためには、以下の必要条件を満たす必要があります。

- 1 代理店は、UAE 国民あるいは UAE 国民が完全所有する会社であること（代理店法第 2 条）。
- 2 契約は独占契約であること（代理店法第 5 条）。
- 3 契約において、地域を特定（一首長国、複数の首長国、あるいは首長国すべて）していること（代理店法第 5 条）。
- 4 商業代理店契約書を経済省に必ず登録してあること（代理店法第 3 条）。

### 登録代理店契約の効果は

登録された商業代理店は UAE 商業代理店法の保護の対象となり、以下を始めとする法的保護を受ける権利が与えられます。

- 1 UAE 内におけるすべての販売に対し、それら売り上げが代理店の功績あるいは貢献によるか否かにかかわらず、コミッションを受け取る権利
- 2 契約の解約または非更新に対する保護（期限付き契約が満期となった場合も適用）（代理店法第 8 条）
- 3 契約者本人による新代理店の任命を防ぐ権利（代理店法第 8 条）
- 4 代理権の撤回に対し補償金を受け取る権利（代理店法第 9 条）
- 5 契約者本人の商品が UAE に輸入されることを阻止する権利（代理店法第 23 条）

解約における代理店の保護が、最も重要な権利といえるでしょう。代理店法第 8 条では、

登録代理店契約の解約が認められるのは、“重大な根拠”がある場合に限ることを定めています。しかし、代理店契約の解約問題に関する UAE 裁判所の判例は少なく、解約に値する“重大な根拠”を定義するガイダンスはほとんどありません。これには二つの理由があります。第一に、大多数の紛争は裁判以外の方法で決着されるため、代理店契約の解約に関し裁判所が決定を下した例は多くないことがあげられます。第二に、訴訟はそれぞれ個別の事実に基づき決定が下され、UAE には法的拘束力を持つ判例制が存在しないことがあげられます。

代理店法は、何が“重大な根拠”となり得るのか定義付けていませんが、“重大な根拠”には以下のような理由が含まれるものと考えられます。

- 1 売上目標や最低必要販売数を達成しないなど、代理店の契約不履行
- 2 代理店による代理店契約違反
- 3 契約相手である外国企業の商品やサービスに競合する代理店の活動
- 4 契約相手である外国企業のイメージを維持できない、あるいは、外国企業またはその商品やサービスの評判を損なうなどの代理店の怠慢

## 偽代理店契約とは

登録代理店は首長国民でなければならないという必須条件があるため、契約当事者は代理店法を巧みに回避しようとする場合があります。つまり、外国企業が首長国民ではない個人や会社を UAE での代理店に任命したい場合、代理店登録を目的に、首長国民や会社が代理店として“フロント（代役）”に立ち、当事者として代理店契約を結びます。しかし、この契約代理店は、実際の代理店としての活動は行わず、同代理店契約に基づく権利や義務を第三者に委譲し、たいていの場合“サービス料”を受け取ります。

たいてい、このような場合、首長国民の代理店が外国企業と代理店契約を結び、即座にその代理店契約すべての管理を、第三者（UAE 国民ではない）に委譲するという仕組みになっています。

## ‘偽’契約の解約に関する裁判所の判決

偽契約に関する紛争はたいてい、登録している UAE 国民の代理店が、契約の解約に際し、補償金を受け取る権利を主張することに起因します。このような場合、外国企業は、登録代理店は‘実際の’代理店ではないため、補償金を支払う必要はないと主張するでしょう。

1997 年の大審院の判決では、権利を第三者に委譲した代理店には、代理店契約の解約を争う権利はなく、外国企業に補償金を請求する権利もないとの決定が下されました。この例では、外国企業および代理店は商品の流通のために代理店契約を結び、さらに代理店は第三者と管理契約を結び、外国企業からコミッションを受け取る権利などを含め、代理店契約に基づく全権利を第三者に委譲しました。裁判所は、管理契約を結ぶことによって代理店は、その代理店契約に基づく補償金を受け取る権利も放棄したことになり、これが同契約の正当な解約理由になり得るという結論に至りました。

一方、より最近の控訴審判決では、上記の例に矛盾し、代理店契約の運営管理を第三者に委譲したという事実にかかわらず、登録代理店の権利を認める決定が下されています。

しかし、この決定は大審院に上訴され、大審院は控訴院に再審を命じました。この再審により相反する判決が下されるか否か、結果が待たれています。

いずれにせよ、商業代理店法の一つの領域だけでも、その解釈と実際の影響が複雑で不確かであることが、これらの判例により浮き彫りになっています。